



院長の独り言

～受動喫煙について考える～

受動喫煙を防止するために、飲食店を含む不特定多数の人が利用する公共の場所での喫煙を禁止する法案が、主に自民党のわがままな喫煙者国会議員の横暴な横槍で、国会にすら提出できない恥ずかしい事態に陥っています。この問題を人間の権利という側面で見ると、国会議員という人種の頭の程度の低さに驚愕してしまいます。



タバコは合法ドラッグですのでタバコを吸う権利、喫煙権は「自由権」として認められます。しかし、自由権には、

その行為によって他人の権利を侵害しない、公共の利益に反しないという制約があります。一方、タバコの煙を吸わされない権利は「生存権」であり、人間が生きる上で侵してはならない根源的な権利です。では、「自由権」と「生存権」のどちらが優先するのでしょうか。タバコを例にとると、「タバコを自由に吸う権利」と「タバコの煙を吸わされない権利」のどちらが優先するのでしょうか。言うまでもなく、後者が優先します。個人の住宅などを除き、不特定多数の人が入りたければ入ることができる空間では、タバコを自由に吸うことはできないのです。



分煙という言葉は、日本たばこ産業が好んで使っていますが、公共の場所で完全に分煙を行うことは、技術的に不可能です。タバコの煙を外に完全に出すためには、竜巻くらいの風量が必要になります。喫煙室から出てきた人の体や衣服にはPM2.5が高濃度で付着しています。全裸で喫煙して、喫煙室から出る前にシャワーを浴びてもらわなければ間接喫煙は防げません。要するに家族全員が喫煙者の家庭や車の中と人っ子一人いない屋外でしか喫煙はできないということになります。

日本中で一斉に飲食店での喫煙ができなくなったら、禁煙にすることで潰れる店が出てくるはずがありません。店の面積で線を引くなどという小賢しいことを考える人には、非喫煙者の従業員の間接喫煙など眼中にないのですよね。受動喫煙防止法案の強行採決なら、私は諸手を挙げて賛同します。